

県域企画応援事業に係るQ & A (2021年2月版)

<事業全体>

Q① 県域企画応援事業は、何を目的に実施しているのですか。

A① 同事業は、JAグループの自己改革の一環として、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」につながる取り組みを後押しすることを目的に実施しています。2016年度から3年間は、全国組織と県内連合会が資金を拠出して事業を実施してきました。2019年度以降は、高知県内のJA組織のみで資金を拠出し、事業を継続していきます。

Q② ほとんどの事業において、「出向く担い手リスト」や「主要品目部会取組シート」の作成・活用が助成要件となっているのはなぜですか。

A② 同事業は、単に助成金を支出することが目的ではなく、上記にある通り、助成金を活用して、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」「地域の活性化」を達成することを狙いとしています。そのため、助成金を活用する対象者が個人や法人、部会組織等の場合、「出向く担い手リスト」や「主要品目部会取組シート」を作成したうえで、JAグループとして定期的に出向き、継続的な支援を行っていくことは、目的を達成するうえで必要な過程と考えています。

Q③ ほとんどの事業において、対象者を「年間2回以上出向いて支援を行っていること」とありますが、信用や共済の推進活動も「出向く活動」に含まれますか。

A③ 出向く活動の目的は、JAグループの自己改革の一環として、「農業者の所得増大・農業生産の拡大」につなげるために取り組んでいるものです。そのため、信用や共済の推進活動の内容が、それらの目的に沿うものであれば（例：農業融資、農業応援隊の推進等）、出向く活動に含めていただいて構いませんが、そうでない場合は含めることが出来ません。

Q④ 出向く担い手リストには、住所・電話番号等も記載する必要はありますか。

A④ 記載する必要はありません。

Q⑤ 事業実施計画・予算書や、事業実績報告書において、「国・県等の補助金」を控除するようになっていますが、「等」の中には市町村の補助金も含まれていますか。

A⑤ 含まれています。なお、同一の内容に対し、系統内の助成金がある場合もそれに含まれます。

Q⑥ 6月末までに提出する「事業実施計画・予算書」には、現時点の見込みに基づく内容を記載しているため、9月末や3月末の「事業実績報告書」提出時の内容と異なる可能性があります。その場合、助成対象外となりますか（例：「新品目・新技術・新作型等導入支援事業」に関する費用が、当初より多く発生した場合、計画以上の金額は助成されませんか）。

A⑥ 6月末までに提出いただく「事業実施計画・予算書」は、見込みに基づく内容で構わないので、「事業実績報告書」を提出する際に内容が変更されていたとしても、それをもって助成対象外とすることはありません（助成対象とすることはどうかは、実績報告書の内容で判断します）。ただし、6月末までに「事業実施計画・予算書」が上がってこない事業に関しては、予算枠の確保ができていないため、「事業実績報告書」の提出があったとしても、受け付けることが出来ません。

また、各事業で助成金の上限がある場合には、それ以上の助成はできません。

Q⑦ 各事業の助成金はJAに入金するのですか。それとも各個人や法人に直接入金するのでしょうか（助成申請書に記載する口座番号は、JAの口座番号か、それとも最終的な入金先の個人や法人等か）。

A⑦ JAが申請者となる事業の助成金は、一旦、すべてJAに入金します。その後、各個人や法人等に対し、JAから入金していただくこととなります（助成申請書に記載する口座番号は、JAの口座番号となります）。

※ JAから各助成対象者（農家さん）へ振り込んでください。

<例>高知県版アグリシードリース等で、JAが実施主体となってリースする場合、JAに振り込まれた段階で助成金とリース残高を相殺する方法も考えられます。しかし、そうすると農家さんが助成を受けたことを実感できないため、JAに振り込まれた助成金はいったん農家さんに振り込んでください。農家さんは助成金を受け取った年の雑収入（消費税は不課税）として処理していただくこととなります。

また、JA高知県の場合は、本所から各地区に助成金を振り分けますので、生産者への振込対応は各地区で行っていただくこととなります。

Q⑧ 各事業において、仮に予算金額を超える申請が来た場合は、どのように対応するのでしょうか。

A⑧ 予算金額を超える申請が来た場合の対応は、以下のとおりとします。

1. まずは、他事業から予算を揺り動かして対応します。（食農教育活動支援事業は除く）
2. それでも予算が不足する場合は、事業の中で優先順位をつけて対応します。そのため、助成単価を減額する等の対応は考えていない。なお、対応によっては、一部の助成金支払いが翌年になることがあります。

<高知県版アグリシードリース事業>

Q① 当該事業におけるリースとは、J A三井リース等のリース会社を活用してリースで導入する場合と、J A自らが農家に対しリースする場合のどちらが助成対象になりますか。また、J A側で農業者が活用できるリース会社を限定（指定）することはできますか。

A① いずれの場合も助成対象となります。なお、当該事業を利用する際に、J A側で特定のリース会社を指定する場合、独占禁止法に抵触する可能性があるため、認められません。

Q② 当該事業には、一人で複数申請することはできますか。例えば、規模拡大を図る法人が、トラクターとコンバインをリースで導入する場合、それぞれに対して助成金を受け取ることが出来ますか。

A② 当該事業は、一人で複数申請することはできません。そのため、複数の農機具等を導入する場合、合計した全体のリース料（税抜の本体価格）を基礎として、助成金額を計算することになります。

Q③ いつの時点で締結したリース契約が助成対象となりますか。

A③ 助成対象期間である 2021 年 4 月 1 日から 2022 年 3 月 31 日の間に締結されたリース契約が助成対象になります。

Q④ 助成対象者の要件の中に、「販売額が 1,000 万円以上」とありますが、「販売額」には補助金（飼料用米に係る補助金等）は含まれますか。

A④ 「販売額」は、個人の場合、「所得税青色申告決算書」の「販売金額」で確認します。法人の場合、「売上高」で確認します。よって、補助金は含まれません。

※ただし、新規就農者（5 年以内）の場合は、販売額の要件が免除されています。

※新型コロナウイルスの影響等で販売額が大幅に減少した場合は別途判断します。

Q⑤ 助成対象となる「農機具等」には、どのようなものが含まれますか。

A⑤ 特に細かく限定しているわけではないので、助成要件に定められている「生産コスト低減もしくは規模拡大につながる農機具等」であれば助成対象となります。

Q⑥ 従来使用している農業機械を、省エネタイプのものに切り替える場合、助成対象になりますか。

A⑥ まったく同一の機械に切り替える場合は助成対象にはなりませんが、省エネタイプの機械に切り替える場合は、「生産コスト低減」につながるものとして助成対象となります。

Q⑦ 振り込まれる助成金は、対象となる農機具等の減価償却期間に分けて振り込まれるのですか（例：農業用機械であれば7年）。

A⑦ 高知県版のアグリシードリース事業では、助成金はすべてJAを通じて対象者に振り込まれることとなります。また、助成金は、減価償却期間で分けて、単年度でJAに振り込みます。なお、当該助成金は国等の助成金と異なり、圧縮することはできません。

Q⑧ 部会組織に加入している場合、助成割合が引き上げられますが、その場合に加入する部会は、リースで導入する農業機械を主に使用する作物の部会である必要がありますか。

A⑧ 複合経営の農家であれば、加入している部会組織とリースで導入する農業機械が直接的に結びつかない場合もあるかもしれませんが、その場合でも対象となります。また、青壮年部や女性部に参加している場合も、引き上げの対象となります。（JAの組織活動への参加を促すための要件です）

Q⑨ 省力化や規模拡大に関する実績報告書には、省力化や規模拡大に関してどの程度の内容を記載する必要がありますか。

A⑨ 「生産コスト低減」については、数値での結果が出せるようであれば（重油代が前年対比で〇〇%削減等）記載してください。ただし、数値化が難しいようであれば、事業実施計画書の段階で内容を確認していることから、具体的な数値までは求めません。ただし、「規模拡大」については、部会の資料等で確認してください。

Q⑩ 助成対象となる金額には何が含まれますか。なお、業者から値引きがある場合は値引き後の金額が対象になるのですか。

A⑩ 実施要領の中の「助成内容」に記載してある通り、「リース料（税抜きの本体価格）」が助成対象となる金額となります。そのため、消費税・リース手数料・保険代は含まれません。なお、業者から値引きがある場合には、値引き後の金額が助成対象となります。

Q⑪ リース会社が作成した試算書等において、当該助成対象となるのは、どの部分の金額ですか（物件価格、リース料）。

A⑪ Q⑩にある通り、当該事業における助成対象は目的となる物件の本体価格となります。よって、リース会社が作成した試算書等で見た場合、税抜の物件価格が助成対象となります。

Q⑫ 増収につながる取り組みの場合、「生産コスト低減」に含まれますか。

A⑫ 含まれます。

Q⑬ レンタルハウス等の施設は助成対象になりますか。また、施設に付帯する設備については助成対象になりますか。

A⑬ 施設は助成対象になりません。また、施設と一体的に整備（固定資産上も一体で減価償却）している設備であれば、施設と同一とみなして助成対象にはなりません。施設と切り離しが可能なら、対象となる可能性がありますので、個別に相談してください。

Q⑭ 農業用ハウス強靱化対策事業で整備する資材等の費用についても、本事業を活用できますか。

A⑭ 農業用ハウス強靱化対策事業に関係して導入する設備等には、本事業を活用することはできません。強靱化対策事業は、主に防災を目的にハウス本体の補強を行うものです。本事業の目的である規模拡大や生産コスト低減には合致しないこととなります。

Q⑮ 助成対象者について、「2021年度内に青色申告に切り替える場合も対象とする」とありますが、2021年度内に正式に切り替えるためには、2021年3月15日までに「青色申告承認申請書」を税務署へ届け出ておく必要があります。その場合、期限までに届け出た人だけが助成対象になりますか。

A⑮ 2021年3月16日以降でも、税務署に届け出を行い、次年度（2022年）から青色申告に切り替えることを明示した人も助成対象になります。その場合、税務署に届け出た「青色申告承認申請書」の写しを提出していただく必要があります。

Q⑯ 省力化や規模拡大に関する実績実施計画・予算書の根拠資料は必要ですか。

A⑯ 「生産コスト低減」の証明としては、性能を比較したカタログの数値や、切り替える農業機械の性能の優位性を示した内容を記載していただくこととなります（性能の違いが分かるカタログの写しを添付していただいても構いません）。「規模拡大」の証明としては、経営改善計画書等で確認してください。

Q⑰ 2019年度から、「前年度までに当事業を利用した者でないこと」という要件が追加されたのはなぜでしょうか。

A⑰ 全国組織と連携した取り組みが2016年からの3年間で一区切りしたため、2019年から高知県内のJA組織による取り組みとして再整理を行った。そして、限られた予算の中で、幅広い担い手を対象に支援を行うために本要件を追加した。一方、新規就農者（就農5年以内）については、販売額1,000万円以上という要件を緩和し、利用しやすいよう整備している。（なお、認定農業者または認定新規就農者になる必要はありません）

Q⑱ 助成要件である「認定農業者」には、「認定新規就農者」も含まれますか。

A⑱ 含めて考えていますので、「認定新規就農者」でも助成対象となります。

<新品目・新技術・新作型等導入支援事業>※加工用野菜含む

Q① 新たな品目・技術・作型に係る取り組みであれば、すべて助成対象になりますか。

A① 同事業は、「将来的に有望なモデルケースづくり」につながる試験的な取り組みを支援することを目的としています。よって、助成対象となるのは、新たな品目・技術・作型を地域で試験的に導入することに係る経費であるため、部会員等の大多数が導入するような場合は、試験的な導入ではなく、普及拡大に係る経費と捉え、助成対象外となる場合があります。

また、2019年度から加工用野菜の試験研究についても、これまで地域で取り組まれていないものであれば、新品目の中に含めることができるようになりました。

Q② 何をもって「新」と見なすのでしょうか。

A② 「新」と言えるかどうかは、地域毎に判断するので、該当地域で普及していないものに新たにに取り組む場合は「新」と見なします。なお、地域の判断が分かりにくい場合は個別に相談してください。

Q③ 前年度に同事業を活用して、試験的に取り組んだ品目・技術・作型について、同様の内容で別の部会が新たにに取り組む場合、事業の対象となりますか。また、同じ部会の別のメンバーが取り組む場合はどうですか。

A③ 事業の趣旨は、Q①に記載している通り、試験研究に係る経費への助成であって、普及拡大に係る経費への助成ではありません。そのため、単に前年度と同じ内容を他の部会で実施する場合や、同一の部会の他の部会員が実施する場合などは、普及拡大とみなして対象外とする場合があります。ただし、同じ取り組みであっても、内容によっては対象となる場合もありますので、判断が難しい場合は個別に相談してください。

Q④ 対象者の中に個人も含まれていますが、その場合、「JAの組織決定に基づく依頼により」行うことが求められています。具体的には、どのレベルの意思決定が必要ですか。

A④ JAとしてどのレベルの意思決定を行うべきか決まりはありません。当該記載内容の趣旨は、担当者の独断で対象者を決定することがないようにすることにありますので、少なくとも担当部署として決定していただく必要があります。

Q⑤ 対象者の中に個人も含まれていますが、その場合、「県・市町村等の関係機関とも事前に協議を行うこと」が求められています。具体的にはどのようなことですか。

A⑤ 地域における新たな品目の産地化や新たな技術・作型等の試験的な導入に関し、県の振興センターや市町村の農業関係の部署の担当者と会議（打合せ）を行い、取り組む対象先（個人）を協議することを想定しています。

Q⑥ 出荷場において「新技術」である機械装置を導入する場合、助成対象になりますか。

A⑥ 当該事業が想定しているのは、あくまで生産現場における取り組みのことで、そのため、原則としてJAの施設に導入する機械装置等は助成対象にはなりません。ただし、新たな品目を導入する場合、特定の機械装置を設置することが欠かせない（生産現場との関連が強い）場合には、個別に相談してください。

<集落営農組織等事業活動支援事業について>

Q① 事業名に関し、2018年度から「集落営農組織『等』事業活動支援事業」というように、「等」という文言が追加になりましたが、どのような違いがありますか。

A① 事業の対象者に関し、任意組織としての集落営農組織だけでなく、法人化した集落営農組織も含まれていることを表すために「等」を付けています。

Q② 事業を活用する場合、助成要件の（１）と（２）の両方を満たす必要がありますか。

A② 助成要件の（１）は、集落営農組織・法人の取り組みに対し、JAが助成している場合に、県域がJAに助成する際の要件で、（２）は、集落営農組織・法人の取り組みに対し、県域が直接助成する場合の要件です。よって、（１）と（２）は別々の要件となり、いずれか一方を満たせばよいことになります。

Q③ 助成要件の（１）に、「要領等を制定したうえで～」とありますが、「等」ということは、必ずしも要領でなくてもかまわないのでしょうか。

A③ 当該事業では、従来から各JAが実施している集落営農組織への様々な支援内容を明らかにし、それらに対する助成を行うことで、さらなる取り組みの強化を図ることを目的としています。そのため、従来から各JAが実施している支援内容が確認できるものがあれば、必ずしも要領でなくてもかまいません。

以 上